

第78回 淡路市議会定例会提出議案の概要説明書

- 1 条例制定 6件
 (1) 新規条例 1件

議案等番号	件名	所管課
議案第33号	淡路市空家等の適正な管理に関する条例制定の件 増加する空家等に対応するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が公布され、平成27年5月26日から全面施行されています。この法律に基づき、昨年度、本市が取り組むべき空家等対策の方向性について、「淡路市空家等対策計画」を策定し、この計画に基づく施策を実施する上で、市の実情に応じた法律を補足する規定を定め、法律に定めのない空家等についても必要な措置を講じることができるよう、新たに条例を制定する。 1 第1条において、条例制定の目的を定める。 2 第2条において、定義を規定し、法律に規定のない長屋等については、法律に準じて「法定外空家等」及び「特定法定外空家等」の定義を設ける。 3 第3条から第5条において、市、所有者等及び市民等の責務について規定する。 4 第6条から第8条において、空家等又は法定外空家等に関する実態調査、所有者等による適切な管理の促進及び立入調査について規定する。 5 第9条において、空家等又は法定外空家等に関し、それぞれ特定空家等又は特定法定外空家等の認定について規定する。 6 第10条において、特定空家等又は特定法定外空家等に対する助言又は指導、勧告、命令、代執行等の必要な措置について規定する。 7 第11条から第13条において、空家等及び法定外空家等に関し、応急措置、財産管理人の選任申立て及び関係機関との連携等について規定する。 8 第15条において、過料を規定する。 施行期日 令和元年10月1日	都市計画課

- (2) 改正条例 5件

議案等番号	件名	所管課
議案第34号	淡路市税条例(平成17年淡路市条例第91号)の一部を改正する条例制定の件 「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成31年法律第2号)その他関係する政令及び省令が本年3月29日にそれぞれ公布	税務課

	<p>され、一部の規定は、同年4月1日から、そのほか、令和3年4月1日まで各項目に応じて定める日から施行され、これらの改正法令により、市民税については、非課税措置の対象に単身児童扶養者が追加され、軽自動車税については、新規取得に係る環境性能割及び種別割に係る軽減課税措置が講ぜられたことから、市民税及び軽自動車税に関する事項について、所要の措置を講じる。</p> <p>第1条改正関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人市民税において、子どもの貧困に対応するため、単身児童扶養者を非課税対象者に追加するための申告書の記載について規定する。 2 軽自動車税において、環境性能割の非課税及び賦課徴収の特例を規定し、種別割の税率の特例を規定する。 3 改元に伴い、元号を整理する。 <p>第2条改正関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人市民税において、非課税の範囲に前年の合計所得金額が135万円以下の単身児童扶養者を追加することを規定する。 2 電気軽自動車等に係る軽自動車税について、種別割の税率の特例を規定する。 <p>施行期日等 令和元年10月1日から施行する。ただし、上記第1条による改正の1に関する規定は、令和2年1月1日から、上記第2条による改正の1に関する規定は、令和3年1月1日から、上記第2条による改正の2に係る規定は、令和3年4月1日からそれぞれ施行する。</p> <p>市民税の課税及び軽自動車税の課税の適用に関する規定について、必要な経過措置を設ける。</p>	
議案第35号	<p>淡路市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成17年淡路市条例第107号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>地方公共団体からの提案や東日本大震災時に保証人がない場合でも貸付けが認められたこと等を踏まえ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第66号)及び「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令」(平成31年政令第16号)により、市町村の政策判断に基づき、低い利率での貸付けを可能とする等の改正がなされたことに伴い、所要の措置を講じる。</p> <p>施行期日等 公布の日から施行し、改正後の条例の規定の適用に関して必要な経過措置を設ける。</p>	福祉総務課
議案第36号	<p>淡路市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年淡路市条例第17号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正</p>	子育て応援課

	<p>する省令」(平成31年厚生労働省令第49号)により、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保の要件を緩和するとともに、確保しないことができる期間を5年延長する一方、特定の認可外保育施設について、連携協力者の確保を義務化するほか、家庭的保育事業者が自らの居宅以外で保育を供給する場合の自園調理の原則の適用を猶予する期間が10年とされたことに伴い、所要の措置を講じる。</p> <p>施行期日 公布の日</p>																									
議案第37号	<p>淡路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年淡路市条例第16号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>「平成29年の地方から提案等に関する対応方針」(平成29年12月26日閣議決定)を受け、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」(平成31年厚生労働省令第50号)が平成31年4月1日から施行され、これまで都道府県知事が行うこととされていた放課後児童支援員認定資格研修について、指定都市の長においてもこれを実施できることとされたことに伴い、所要の措置を講じる。</p> <p>施行期日 公布の日</p>	社会教育課																								
議案第42号	<p>淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律」(令和元年法律第1号)が令和元年5月15日に公布され、一部の規定を除き、公布の日から施行されたことにより、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」(昭和25年法律第179号)について、最近の物価の変動等を踏まえ、投票所経費等の基準額の改正を行うとともに、投票所及び開票所の事務を行うための設備の整備等に係る加算規定等を設ける改正が行われ、選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人並びに不在者投票管理者の職務のために要する費用等(報酬)が見直されたことから、当該法律に倣い、所要の措置を講じる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位等</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>選挙長</td> <td>日額</td> <td>10,600円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>投票所の投票管理者</td> <td>日額</td> <td>12,600円</td> <td>12,800円</td> </tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td> <td>日額。ただし、所定の開設時間を短縮する場合は、報酬の額の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額</td> <td>11,100円</td> <td>11,300円</td> </tr> <tr> <td>開票管理者</td> <td>日額</td> <td>10,600円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>投票所の投票</td> <td>日額。ただし、立会時間内に</td> <td>10,700円</td> <td>10,900円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位等	改正前	改正後	選挙長	日額	10,600円	10,800円	投票所の投票管理者	日額	12,600円	12,800円	期日前投票所の投票管理者	日額。ただし、所定の開設時間を短縮する場合は、報酬の額の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額	11,100円	11,300円	開票管理者	日額	10,600円	10,800円	投票所の投票	日額。ただし、立会時間内に	10,700円	10,900円	総務課
区分	単位等	改正前	改正後																							
選挙長	日額	10,600円	10,800円																							
投票所の投票管理者	日額	12,600円	12,800円																							
期日前投票所の投票管理者	日額。ただし、所定の開設時間を短縮する場合は、報酬の額の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額	11,100円	11,300円																							
開票管理者	日額	10,600円	10,800円																							
投票所の投票	日額。ただし、立会時間内に	10,700円	10,900円																							

立会人	交替する場合その他所定の立会時間を短縮する場合は、報酬の額の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額 2		
期日前投票所の投票立会人	日額 2と同じ	9,500円	9,600円
不在者投票所の外部立会人	日額 1と同じ	10,700円	10,900円
開票立会人	日額	8,800円	8,900円
選挙立会人	日額	8,800円	8,900円
施行期日等 公布の日から施行し、選挙に係る報酬の適用に関し、必要な経過措置を設ける。			

2 事件決議 2件

議案等番号	件名	所管課
議案第38号	<p>淡路市デジタル防災行政無線整備工事請負契約締結の件</p> <p>近い将来、南海トラフ巨大地震の発生が懸念され、大きな被害が予想される本市において、5地区の周波数を統一するとともに、防災行政無線をデジタル化し、かつ、戸別受信機を全戸配備することにより、不感知地区の解消を図り、防災活動に欠かせない重要な情報等を確実に市民に伝達することができる体制を整備する。</p> <p>1 契約の方法 制限付一般競争入札 2 契約の金額 1,077,742,800円 3 契約の相手方 (1) 住所 大阪府大阪市中央区城見二丁目2番22号 (2) 氏名 株式会社日立国際電気 西日本支社長 宮崎 晃</p> <p>4 工事の概要 (1) 施設概要 ア 親局 1局 イ 遠隔操作装置 1.0式 ウ 中継局 7局 エ 屋外拡声子局 127局 オ 戸別受信機 17,000台 (2) 工事概要 ア 電気通信工事 1.0式</p> <p>5 履行期限 契約締結日から令和3年3月26日まで</p>	消防防災課
議案第39号	<p>字の区域の変更の件</p> <p>中田地区の一部において、「国土調査法」(昭和26年法律第180号)に基づく地籍調査事業の一筆地調査を実施したところ、字界が不明確かつ飛び地があり、これらの土地について、将来に</p>	都市総務課

<p>おける土地利用の整合性を図るため、現況に即した字界に変更することにつき、議決を求める。</p> <p>字の区域の変更の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> <tr> <th>大字</th> <th>字</th> <th>地番</th> <th>大字</th> <th>字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">中田</td> <td rowspan="2">ふるつつみ 古堤</td> <td>2939の1</td> <td>中田</td> <td>じょのくち 除ノ口</td> </tr> <tr> <td>2941 2945</td> <td>中田</td> <td>大谷口</td> </tr> <tr> <td></td> <td>おおたにくち 大谷口</td> <td>2952</td> <td>中田</td> <td>古堤</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。</p> <p>備考 地番は、平成31年3月29日現在の地番である。</p>					変更前			変更後		大字	字	地番	大字	字	中田	ふるつつみ 古堤	2939の1	中田	じょのくち 除ノ口	2941 2945	中田	大谷口		おおたにくち 大谷口	2952	中田	古堤
変更前			変更後																								
大字	字	地番	大字	字																							
中田	ふるつつみ 古堤	2939の1	中田	じょのくち 除ノ口																							
		2941 2945	中田	大谷口																							
	おおたにくち 大谷口	2952	中田	古堤																							

3 専決承認 4件

議案等番号	件名	所管課
承認第 1号	<p>平成30年度淡路市一般会計補正予算(第6号)の専決処分をしたものにつき承認を求める件</p> <p>補正額 0円 繰越明許費補正 6件追加</p> <p>専決処分日 平成31年3月29日</p>	財政課
承認第 2号	<p>淡路市税条例等の一部を改正する条例制定の専決処分をしたものにつき承認を求める件</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成31年法律第2号)その他関係する政令及び省令の施行に伴い、これらの改正法等との整合性を保つため、個人市民税、固定資産税及び軽自動車税に関する規定について、所要の措置を講じる。</p> <p>第1条改正関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 個人市民税において、住宅借入金特別控除に係る特別特定取得をした場合の控除期間を3年延長する。また、ふるさと納税制度による寄附金税額控除に係る申告の特例について、平成31(令和元)年6月1日以後に指定対象の地方団体に対して支出された寄附金を対象とするよう規定する。 固定資産税において、法律改正による条ずれを整理するとともに、新築住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告について規定する。 軽自動車税において、税率の特例規定中、重課課税を平成31年度に限ったものとし、平成29年度分の軽課課税の規定を削る。 <p>第2条改正関係</p>	税務課

	<p>法人市民税において、大法人が提出する法人市民税の申告については、電子申告の義務化に伴う申告方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害等による電子情報処理組織の使用が困難である場合の措置について規定します。</p> <p>第3条改正関係</p> <p>軽自動車税において、環境性能割の税率の特例及び種別割の税率の特例を法律の改正にあわせて、規定を整備する。</p> <p>施行期日等 平成31年4月1日から施行する、ただし、特例控除対象寄附金に係る改正の規定については、平成31(令和元)年6月1日から施行する。また、市民税の課税及び寄附金税額控除並びに固定資産税及び軽自動車税の課税の適用に関する規定について、必要な経過措置を設ける。</p> <p>専決処分日 平成31年3月29日</p>											
承認第 3号	<p>淡路市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分をしたものにつき承認を求める件</p> <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成31年法律第2号)その他関係する政令及び省令の施行に伴い、これらの改正法等との整合性を保つため、基礎課税限度額及び軽減に係る判定所得において、被保険者数に乗ずる金額に関し所要の措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を61万円(現行58万円)に引き上げる。 2 5割軽減の所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を28万円(現行27万5千円)とし、2割軽減の所得判定基準については、被保険者数に乗ずる金額を51万円(現行50万円)とする。 <p>施行期日等 平成31年4月1日から施行し、国民健康保険税の適用に関し、必要な経過措置を設ける。</p> <p>専決処分日 平成31年3月29日</p>	税 務 課										
承認第 4号	<p>淡路市介護保険条例の一部を改正する条例制定の専決処分をしたものにつき承認を求める件</p> <p>「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」(平成31年政令第118号)の施行に伴い、本年10月以後の消費税率引き上げによる財源手当を背景に、所得の低い第1号被保険者の保険料について、減額措置の強化が図られたことから、この改正との整合性を保つため、保険料率に関し所要の措置を講じる。</p> <table border="1" data-bbox="406 1899 1197 2022"> <thead> <tr> <th data-bbox="406 1899 555 2022">市段階</th> <th data-bbox="555 1899 798 2022">対象者</th> <th data-bbox="798 1899 906 2022">基準額</th> <th data-bbox="906 1899 1050 2022">改正前 保険料 (保険料率)</th> <th data-bbox="1050 1899 1197 2022">改正後 保険料 (保険料率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	市段階	対象者	基準額	改正前 保険料 (保険料率)	改正後 保険料 (保険料率)						長寿介護課
市段階	対象者	基準額	改正前 保険料 (保険料率)	改正後 保険料 (保険料率)								

	第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者	69,600 円	31,320円 (0.450)	26,100円 (0.375)
	第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得と課税年金収入が80万円以下の者		31,320円 (0.450)	26,100円 (0.375)
	第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得と課税年金収入が80万円を超え120万円以下の者		48,720円 (0.700)	43,500円 (0.625)
	第4段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得と課税年金収入が120万円を超える者		52,200円 (0.750)	50,460円 (0.725)
<p>施行期日等 平成31年4月1日から施行し、介護保険料の適用に関し、必要な経過措置を設ける。 専決処分日 平成31年3月29日</p>					

4 予 算 2件
(1) 補正予算 2件

議案等番号	件 名	所管課
議案第40号	<p>令和元年度淡路市一般会計補正予算(第1号)</p> <p>元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行に伴い、「平成31年度淡路市一般会計予算」の名称を「令和元年度淡路市一般会計予算」とする。</p> <p>補正額 5,900万円余 補正後の予算額 286億9,300万円余 債務負担行為補正 1件追加</p>	財政課
議案第41号	<p>令和元年度淡路市介護保険特別会計補正予算(第1号)</p> <p>元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行に伴い、「平成31年度淡路市介護保険特別会計予算」の名称を「令和元年度淡路市介護保険特別会計予算」とする。</p> <p>保険事業勘定 補正額 0円 介護保険料の減額に伴う歳入補正</p>	長寿介護課

5 同 意 1件

議案等番号	件 名	所管課
同意第 1号	<p>淡路市教育委員会の委員の任命につき同意を求める件</p> <p><small>うえだよしかず</small> 上田貴一委員の任期満了（平成27年6月18日から令和元年6月17日まで）による後任委員の任命同意 後任委員の任期は、令和元年6月18日から令和5年6月17日までの4年間</p>	総務課

6 諮 問 1件

議案等番号	件 名	所管課
諮問第 1号	<p>人権擁護委員候補者の推薦に関する件（委員）</p> <p><small>かわの</small> 河野さかゑ委員の任期満了（平成28年10月1日から令和元年9月30日まで）による後任委員候補者の推薦 後任委員の任期は、令和元年10月1日から令和4年9月30日までの3年間</p>	市民人権課

7 報 告 3件

議案等番号	件 名	所管課
報告第 8号	平成30年度淡路市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	財政課
報告第 9号	平成30年度淡路市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	下水道課
報告第 10号	専決処分した事件の報告について（公用車交通事故）	管財課